

2023 年 5 月 31 日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第 66 号

「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等の公表

コメントの募集

2022 年 6 月に成立した「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 61 号）により「資金決済に関する法律」（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。）が改正されました。改正された資金決済法においては、いわゆるステーブルコインのうち、法定通貨の価値と連動した価格で発行され券面額と同額で払戻しを約するもの及びこれに準ずる性質を有するものが新たに「電子決済手段」と定義され、また、これを取り扱う電子決済手段等取引業者について登録制が導入され、必要な規定の整備が行われました。当該規定の整備を背景に、2022 年 7 月に公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている企業会計基準諮問会議に対して、資金決済法上の電子決済手段の発行及び保有等に係る会計上の取扱いについて検討するよう要望が寄せられ、当委員会では、資金決済法上の電子決済手段の発行及び保有等に係る会計上の取扱いについて、検討を重ねてまいりました。

今般、2023 年 5 月 29 日開催の第 502 回企業会計基準委員会において、以下の実務対応報告及び企業会計基準の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

- 実務対応報告公開草案第 66 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」（以下「実務対応報告案」という。）
- 企業会計基準公開草案第 79 号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（その X）（案）」（以下「キャッシュ・フロー作成基準一部改正案」という。）

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、2023 年 8 月 4 日（金）までに、原則として電子メールにより下記へ文書でお寄せください。

なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないこと、寄せられたコメントについては、氏名又は名称を含め当委員会のホームページに原則として公開することを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：denshikessai2023@asb-j.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

なお、本公開草案は、日本公認会計士協会の実務指針にも影響するため、当委員会で検討の上、同協会に改正を依頼しており、当該依頼を踏まえ、本日、同協会より、以下の実務指針の改正案が公表されております。

- 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第8号
「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」

本改正案は、以下リンク先の同協会のホームページをご参照ください。また、本改正案に対するコメントは同協会までご提出ください。

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20230531rxs.html

本公開草案の概要及び質問項目

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読み頂きますようお願いいたします。

また、コメントをお寄せ頂く方の便宜のため、個別の質問項目を以下の概要に含めていますが、コメントの対象はこれらに限られるものではなく、また、すべての質問項目についてご回答頂く必要はありません。

■ 本公開草案の公表理由

改正された資金決済法において、いわゆるステーブルコインのうち、法定通貨の価値と連動した価格で発行され券面額と同額で払戻しを約するもの及びこれに準ずる性質を有するものが新たに「電子決済手段」と定義され、必要な規定の整備が行われた。当該規定の整備を背景に、2022年7月に公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている企業会計基準諮問会議に対して、当該資金決済法上の電子決済手段の発行及び保有等に係る会計上の取扱いについて検討するよう要望が寄せられた。

これを受けて、2022年8月に開催された第484回企業会計基準委員会において、企業会計基準諮問会議より、資金決済法上の電子決済手段の発行及び保有等に係る会計上の取扱いを検討することが当委員会に提言された。

企業会計基準諮問会議に寄せられた要望では、資金決済法第2条第5項第1号から第4号に規定される電子決済手段のうち、第1号電子決済手段、第2号電子決済手段及び第3号電子決済手段については、価値の安定した電子決済手段であり送金・決済手段として広く使用されることが想定されており、改正された資金決済法の施行に合わせて会計上の取扱いを定めることのニーズがあった。このため、当委員会では、実務対応報告案においては、これらの電子決済手段に関する会計上の取扱いを優先して定めることとし、必要と考えられる会計処理及び開示に関する取扱いを提案することとした。

■ 範囲（実務対応報告案第2項及び第3項並びにBC5項からBC8項）

（提案内容）

実務対応報告案は、資金決済法第2条第5項に規定される電子決済手段のうち、第1号電子決済手段、第2号電子決済手段及び第3号電子決済手段を対象とすることを提案している。

ただし、次の(1)及び(2)については、実務対応報告案の適用範囲に含めていない。

- (1) 第3号電子決済手段の発行者側に係る会計処理及び開示
- (2) 第1号電子決済手段、第2号電子決済手段又は第3号電子決済手段に該当する外国電子決済手段のうち、当該電子決済手段の利用者が電子決済手段等取引業者に預託している外国電子決済手段以外の外国電子決済手段

(提案理由)

上記(1)及び(2)について、実務対応報告案の適用範囲から除外している理由は、次のとおりである。

(1) 第3号電子決済手段の発行者側の会計処理及び開示

第3号電子決済手段の発行者は、信託における受託者の会計処理を行うことになると考えられるが、当委員会は、これまで基本的に株式会社における会計処理等を定めており、信託の受託者の会計処理については、実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」のQ8 Aにおいて一般的な取扱いのみ定めているためである。

(2) 第1号電子決済手段、第2号電子決済手段又は第3号電子決済手段に該当する外国電子決済手段のうち、当該電子決済手段の利用者が電子決済手段等取引業者に預託している外国電子決済手段以外の外国電子決済手段

電子決済手段等取引業者が利用者から預託を受ける外国電子決済手段については、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和5年内閣府令第48号）において、電子決済手段等取引業者に課される買取義務などの一定の利用者保護の規制があるが、電子決済手段等取引業者が預託を受ける外国電子決済手段以外の外国電子決済手段については、当該利用者保護の規制がないため、後者の電子決済手段等取引業者に預託している外国電子決済手段以外の外国電子決済手段については、国内で発行される電子決済手段と同様の性格を有するか否かは必ずしも明らかではないこと、また、仮に会計上の取扱いを定める場合、国際的な会計基準との整合性を図ることの検討も必要になると考えられることから、改正された資金決済法の施行に合わせて短期的に対応を行うことが困難である可能性があると考えられるためである。

なお、今後の電子決済手段の取引の発展や会計実務の状況により、実務対応報告案において定めのない事項に対して別途の対応を図ることの要望が市場関係者により当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を当委員会において判断することを提案している。

質問1（範囲に関する質問）

実務対応報告案の範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ 電子決済手段の保有に係る会計処理（実務対応報告案第5項から第7項及びBC9項からBC30項）

- **本実務対応報告の対象となる電子決済手段の特徴及び会計上の性格**
(本実務対応報告の対象となる電子決済手段の主な特徴)

本実務対応報告の対象となる電子決済手段は、主に次の特徴を有する。

- (1) 送金・決済手段として使用されるものである（第2号電子決済手段を除く。）

第1号電子決済手段及び第3号電子決済手段は、その券面額に基づく価額をもって財又はサービスの対価の支払に使用されるものである。第2号電子決済手段については、第1号電子決済手段と同等の経済的機能を果たす可能性がある電子決済手段であり、第2号電子決済手段の発行者に対して第1号電子決済手段と同一の所要の規制（下記(2)①参照）を及ぼすために規定が設けられている。
- (2) 電子決済手段の利用者の請求により電子決済手段の券面額に基づく価額と同額の金銭による払戻しを受けることができるものであり、次の①及び②の発行者に対する規制により、価値の安定した電子的な決済手段である。
 - ① 第1号電子決済手段及び第2号電子決済手段は通貨建資産であり、第1号電子決済手段及び第2号電子決済手段の発行者は、法令上で経営の健全性の確保が求められている銀行等又は電子決済手段の発行残高の概ね全額を保全するように履行保証金の供託等が求められる資金移動業者に限られている。
 - ② 第3号電子決済手段は金銭信託の受益権であり、電子決済手段の利用者が信託する金銭の全額についてその払戻しをいつでも請求できる預貯金により分別管理され、信託財産の倒産隔離が図られている。
- (3) 流通性があるものである。

第1号電子決済手段及び第2号電子決済手段は、電子的な通貨建資産としての財産的価値であり、当該財産的価値が電子決済手段の利用者の間で移転される。また、第3号電子決済手段は、金銭信託の受益権が電子決済手段の利用者の間で移転される。このため、電子決済手段等取引業者を通じて電子決済手段が売買される場合、流通市場が形成される可能性がある。

（電子決済手段の会計上の性格）

本実務対応報告の対象となる電子決済手段は、会計上、次の性格を有する資産であると考えられる。

- (1) 第1号電子決済手段及び第3号電子決済手段は、その券面額に基づく価額をもって財又はサービスの対価の支払に使用される点で交換の媒体となるなど通貨に類似する性格を有していると考えられる。
- (2) 本実務対応報告の対象となる電子決済手段は、払戻しの請求を行うと速やかに金銭による払戻しが行われるものであり、かつ、電子決済手段が払い戻されないリスク（換金リスク）は、発行者等に対する規制により、要求払預金における信用リスクと同程度であると考えられる。この点、要求払預金に類似する性格を有していると考えられる。

実務対応報告案では、本実務対応報告の対象となる電子決済手段が現金又は預金そのものではないが現金に類似する性格と要求払預金に類似する性格を有する資産であ

ることを踏まえ、当該電子決済手段に係る会計処理等を定めることを提案している。

➤ **電子決済手段の取得時の会計処理**

(提案内容)

本実務対応報告の対象となる電子決済手段を取得したときは、その受渡日に当該電子決済手段の券面額に基づく価額をもって電子決済手段を資産として計上し、当該電子決済手段の取得価額と電子決済手段の券面額に基づく価額との間に差額がある場合、当該差額を損益として処理する。

(提案理由)

本提案の理由は、次の(1)及び(2)のとおりである。

- (1) 本実務対応報告の対象となる電子決済手段の計上時期
現金又は預金と同様に、相手方から受け取った時点で資産を使用することができ、その使用により生じる便益を享受できると考えられるためである。
- (2) 本実務対応報告の対象となる電子決済手段の計上額
次の①から③を考慮すると、電子決済手段の券面額に基づく価額をもって資産として計上することが適当であると考えられるためである。
 - ① 第1号電子決済手段及び第3号電子決済手段は財又はサービスとの交換の対価として使用されるため、当該財又はサービスを、交換の媒体として用いられる電子決済手段の券面額に基づく価額で測定することは、電子決済手段の経済実態を忠実に表現することになること
 - ② 仮に電子決済手段の取得価額と券面額に基づく価額との間に差額が生じる場合であっても、本実務対応報告の対象となる電子決済手段については当該差額が僅少となることが想定されること
 - ③ 電子決済手段を券面額に基づく価額で測定すると払出原価の管理が不要となり、会計処理の適用上のコストが軽減されること

➤ **期末時の会計処理**

(提案内容)

本実務対応報告の対象となる電子決済手段は、その券面額に基づく価額をもって貸借対照表価額とする。なお、実務対応報告案では電子決済手段の換金リスクに関する会計上の取扱いを定めていない。

(提案理由)

本実務対応報告の対象となる電子決済手段は、券面額に基づく価額により金銭の払戻しが行われることが困難となるなどの事象が生じる可能性があるものの、当該電子決済手段の発行等に際して所要の規制が課されているため、当該電子決済手段の換金リスクは、通常、要求払預金における信用リスクと同程度に低いと考えられる。このた

め、実務対応報告案が、改正された資金決済法の施行に合わせて当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いを定めることを目的としていることに鑑み、実務対応報告案では当該換金リスクに関する会計上の取扱いを定めないことを提案している。

質問 2（電子決済手段の保有に係る会計処理に関する質問）

実務対応報告案の電子決済手段の保有に係る会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ 電子決済手段の発行に係る会計処理（実務対応報告案第 8 項から第 10 項及び BC31 項から BC38 項）

➤ 電子決済手段の発行時の会計処理

第 1 号電子決済手段又は第 2 号電子決済手段の発行者は、これらの利用者に対して当該電子決済手段の券面額に基づく価額と同額で払戻しを行う契約上の義務を有し、また、第 3 号電子決済手段の発行者は、その利用者に対して金銭信託の受益権に関して受託者として信託財産を金銭で払い戻す契約上の義務を有する。これらの電子決済手段に係る払戻義務は、将来一定期日に他の企業に対し現金を引き渡す契約上の義務であると考えられるため、金銭債務に該当すると考えられる。

企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第 7 項によれば、原則として、金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結したときに当該金融負債を認識することになると考えられるが、実務対応報告案では、電子決済手段の発行時における電子決済手段に係る払戻義務の計上時期について、次のとおり定めることを提案している。

（提案内容）

本実務対応報告の対象となる電子決済手段を発行するときは、その受渡日に当該電子決済手段に係る払戻義務を負債として計上する。

（提案理由）

本提案の理由は、次の(1)から(3)のとおりである。

- (1) 本実務対応報告の対象となる電子決済手段については、その発行時において、契約を締結したときから受渡日までの間の時価の変動が僅少であることが想定される。
- (2) 本実務対応報告の対象となる電子決済手段及び当該電子決済手段に係る払戻義務を、発行する電子決済手段の債務額（すなわち、券面額に基づく価額）で計上することから、本実務対応報告の対象となる電子決済手段及び当該電子決済手段に係る払戻義務に関する負債の計上額は、契約を締結したときと受渡日とで同一と

なると考えられる。

- (3) 電子決済手段に係る払戻義務を受渡日に負債として計上することは、電子決済手段を受渡日に計上することと整合する。

質問3（電子決済手段の発行に係る会計処理に関する質問）

実務対応報告案の電子決済手段の発行に係る会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ 外貨建電子決済手段に係る会計処理（実務対応報告案第11項及び第12項並びにBC39項）

（提案内容）

本実務対応報告の対象となる外貨建電子決済手段の期末時における円換算については、企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」（以下「外貨建取引等会計処理基準」という。）一2(1)①の定めに基づいて処理を行い、本実務対応報告の対象となる外貨建電子決済手段に係る払戻義務の期末時における円換算については、外貨建取引等会計処理基準一2(1)②の定めに従って処理を行うことを提案している。

（提案理由）

外貨建取引等会計処理基準では、期末時における本実務対応報告の対象となる外貨建電子決済手段に係る換算方法について具体的に定められていないため、実務対応報告案において、外国通貨に基づいて処理することを明らかにしている。一方で、本実務対応報告の対象となる外貨建電子決済手段に係る払戻義務は金銭債務に該当すると考えられるため、期末時における換算方法は明らかであると考えられるが、当該外貨建電子決済手段における取扱いに併せて具体的な処理を明らかにしている。

質問4（外貨建電子決済手段に係る会計処理に関する質問）

実務対応報告案の外貨建電子決済手段に係る会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ 預託電子決済手段に係る取扱い（実務対応報告案第13項及びBC40項からBC43項）

（提案内容）

実務対応報告案では、電子決済手段等取引業者及び発行者（以下合わせて「電子決済手段等取引業者等」という。）は、電子決済手段の利用者との合意に基づいて当該利用者から預かった本実務対応報告の対象となる電子決済手段（以下「預託電子決済手段」という。）を資産として計上せず、また、当該電子決済手段の利用者に対する返還義務を負債として計上

しないことを提案している。

(提案理由)

本提案の理由は、電子決済手段等取引業者等が預託電子決済手段を信託会社等へ信託して管理させる方法若しくは自己信託により管理する方法、又は信託会社等への信託若しくは自己信託の方法によらずに預託電子決済手段を自己が管理する方法若しくは第三者に管理させる方法(金融庁より公表されている「事務ガイドライン 第三分冊 金融会社関係 『17 電子決済手段等取引業者関係』」で例示されている場合)のいずれの方法により預託電子決済手段を管理するとしても、預託電子決済手段の利用者の権利は、電子決済手段を預かる電子決済手段等取引業者等に移転しないと考えられるためである。

質問 5 (預託電子決済手段に係る取扱いに関する質問)

実務対応報告案の預託電子決済手段に係る取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ **開示 (実務対応報告案第 14 項並びに BC44 項及び BC45 項)**

➤ **注記事項**

(提案内容)

実務対応報告案では、本実務対応報告の対象となる電子決済手段及び電子決済手段に係る払戻義務に関して、金融商品会計基準第 40-2 項に定める事項の注記を行うことを提案している。

(提案理由)

本提案の理由は、本実務対応報告の対象となる電子決済手段は金融資産であると考えられ、また、本実務対応報告の対象となる電子決済手段に係る払戻義務は、金融負債であると考えられるためである。

質問 6 (開示に関する質問)

実務対応報告案の開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ **連結キャッシュ・フロー計算書等における資金の範囲 (キャッシュ・フロー作成基準一部改正案第 1 項から第 3 項及び BC3 項から BC6 項)**

(提案内容)

キャッシュ・フロー作成基準一部改正案においては、特定の電子決済手段、すなわち、資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号から第 3 号に規定される電子決済手段 (外国電子決済手段に

については、利用者が電子決済手段等取引業者に預託しているものに限る。)を現金に含めることを提案している。

(提案理由)

本提案の理由は、特定の電子決済手段(すなわち、本実務対応報告の対象となる電子決済手段)が通貨に類似する性格と要求払預金に類似する性格を有する資産であることを踏まえると、連結キャッシュ・フロー計算書等において当該特定の電子決済手段を現金に含めることが経済実態を的確に反映すると考えられるためである。

質問7(連結キャッシュ・フロー計算書等における資金の範囲に関する質問)

キャッシュ・フロー作成基準一部改正案の連結キャッシュ・フロー計算書等における資金の範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ **適用時期(実務対応報告案第15項及びBC46項並びにキャッシュ・フロー作成基準一部改正案第4項及びBC7項)**

(提案内容)

本公開草案は、公表日以後適用することを提案している。

(提案理由)

本提案の理由は、改正された資金決済法の施行に合わせて本実務対応報告の対象となる電子決済手段が発行される場合、本公開草案を可能な限り早い時期に適用することのニーズが高いと考えられることや、本公開草案に定める会計処理等に複雑さがなくその適用の困難さはないと考えられることから、特段の準備期間は必要ないと考えられるためである。

質問8(適用時期に関する質問)

本公開草案の適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ **その他**

質問9(その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

以 上